

令和4年度藤井寺市シティプロモーション推進業務仕様書

1. 業務名

令和4年度藤井寺市シティプロモーション推進業務

2. 業務の目的

藤井寺市の過去のプロモーション事業では、沿線の20代、30代女性をターゲットとして、SNS・動画の活用により、藤井寺ファンを創造し、SNSを主軸とした口コミにより、関係人口を増加させてきた。令和2年度、3年度はコロナ禍でも可能な観光として、新設サイト「観光難易度A級シティフジイデラ」によるマイクロツーリズムの推進とSNSを活用したキャンペーンの実施により、誘客促進を図った。また、アフターコロナに向けて、藤井寺市内の観光資源の認知度を高めることを目的として、水鳥形埴輪のキャラクター化を行った。

令和4年度においては、「観光難易度A級シティフジイデラ」を活用したさらなるマイクロツーリズムの拡充やその他過去のシティプロモーション事業の成果物を活かしたプロモーションの実施と、アイセルシュラホールを中心とした市内観光のためのコンテンツ作り、そしてその新しい体験コンテンツを使ったアイセルシュラホールでのイベントの開催を目的として業務を行う。

3. 業務の内容

(1) 「観光難易度A級シティフジイデラ」を活用したプロモーションの実施

① サイト・SNSを活用した藤井寺市への来訪促進

ターゲット層を意識して、「観光難易度A級シティフジイデラ」サイトや、藤井寺市公式Instagram「fujiiidelike」を利用した市内への来訪促進を行うこと。

② 水鳥形埴輪キャラクター・グッズを活用したキャンペーンなどの実施

(2) アイセルシュラホールを中心とした市内観光の素地作り

① 施設内でできる体験コンテンツの作成

来訪者に藤井寺市の魅力を感じさせるような体験コンテンツを作成すること。また、作成したコンテンツは本業務完了後も継続的に使用できるように留意すること。

※事業完了後の使用に関して、原材料の購入やサーバー費用等、別途費用が発生する場合は明記すること。

② 新しく作成した体験コンテンツを使用したアイセルシュラホールでのイベント実施

イベントの開催に際しては、新型コロナウイルス感染防止を考慮して行うこと。

(3) 普及・広告活動

本業務の効果を高めるため、SNS・メディア掲載などにより効果的な広告・普及活動を行うこと。

4. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。なお、納品時期及び納品場所については、本市と協議の上決定すること。

- (1) 作成したコンテンツデータ一式
※紙媒体を発行した場合は、併せて納品すること。
- (2) 業務報告書 2部

5. 契約期間

契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで

6. 遵守法令

本業務は本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づき実施するものとする。

- (1) 地方自治法
- (2) 藤井寺市財務規則
- (3) その他関係法令

7. その他

- (1) 本業務を行うにあたり必要な権利関係等については、受託者において処理すること。また、本業務の成果品の著作権は本市に帰属するものとし、藤井寺市が作成する各媒体等で契約金額以外の費用を負担することなく、随時使用、複製できるよう権利関係を処理すること。
- (2) 受託者は、本業務に関する資料等を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受注者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務の履行にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務の円滑な実施のために、発注者と定期的に協議し、業務の進捗状況、スケジュールの調整、課題や問題点の解決等について情報交換と報告を行うこと。
- (5) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (6) 業務全体を統括する総括責任者及び管理者を選任し、発注者と密に連携が取れる体制とすること。
- (7) 本仕様書に明記されていない事項等があるときは、別途協議して定めるものとする。